

注目を集めるふるさと納税制度

～地方創生の切り札となるか？～

はじめに

ふるさと納税制度が、今注目を集めている。ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄付（名称は「納税」となっているが、実際は寄付である）をすると税額控除が受けられる制度である。平成20年度に導入されてから、年々利用者は増加している。

先日、ふるさと納税関連のインターネットサイト「ふるさとチョイス」を運営するトラストバンクが主催する「ふるさと納税九州サミットin平戸」に参加した。九州の各自治体から参加があり、会場ではふるさと納税制度を活用している自治体の担当者による座談会をはじめ活発な議論などが行われた。

ここでは、その時の様子を紹介するとともに、ふるさと納税制度に関する概要と現状、そして課題等について見ていきたいと思う。

1. 「ふるさと納税」の仕組み

(1) ふるさと納税設立の背景

ふるさと納税は、税収の地方間格差や過疎などによる減収に悩む自治体に対して、格差是正を推進する制度として平成20年4月30日に「地方税等の一部を改正する法律」として公布された。

一般的に、多くの人は地方で生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職により生活の場を都会に移し、そこで納税を行う。その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入らない。そこで、今は都会に住んで働いている人が自分のふるさとに、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があってもよいのではないかと、との問題提起から誕生した制度がふるさと納税である。

また、ふるさと納税は、「ふるさと」という名称

がついているが、どの自治体への納税も可能で、自分の生まれ故郷だけでなく応援したい自治体などに対する寄付でも対象となる。

自治体により詳細は異なるが、納税に対する特典（特産品など）を準備したり、寄付金の使い道を指定できるような対応をしているところもある。また、クレジットカードでの支払いに対応している自治体もあり、利便性も向上している。

近年は、ふるさと納税の知名度も向上しており自治体でも様々なアイデアを凝らしているケースもある。この制度の概要をはじめ、昨年度の寄付金額が全国上位の自治体の事例やふるさと納税の現状、熊本県や熊本市の状況などを確認していきたいと思う。なお、総務省によるふるさと納税制度の理念を以下に記載しておく。

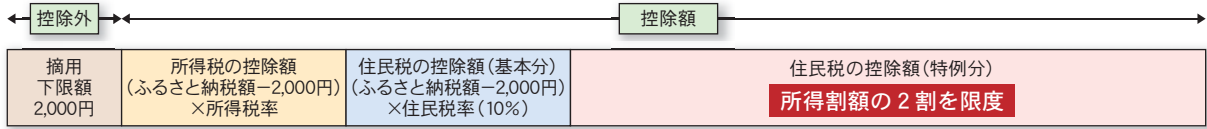
ふるさと納税制度の理念（総務省HPより）

第一に、納税者が寄付先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になる。

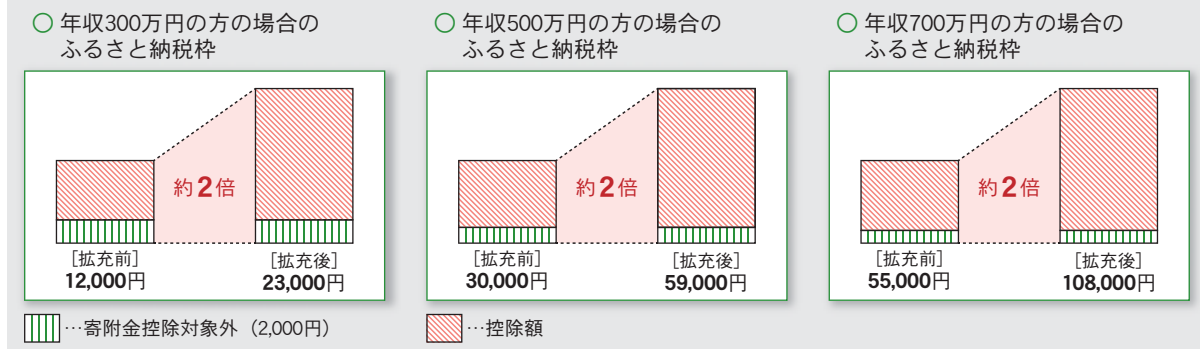
第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域にこれから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て自然を守る、地方の環境を育む支援になる。

第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながる。

図表1 ふるさと納税の仕組み



■ ケース別の具体事例 (イメージ) ※扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方の場合



※実際のふるさと納税率は収入や控除のあり方により、個人毎に異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。
資料：総務省HP

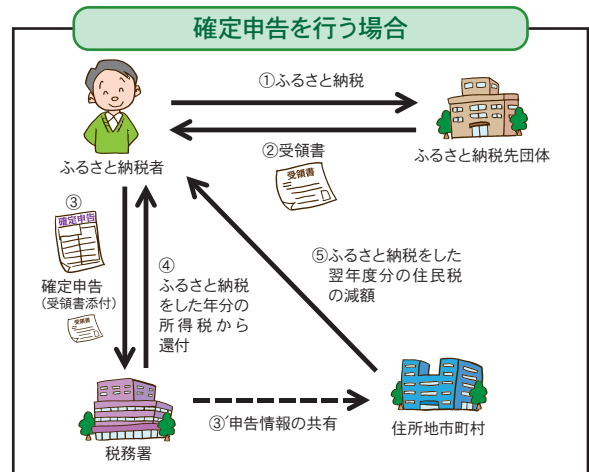
(2) ふるさと納税制度の概要

一般的に自治体に寄付をした場合には、確定申告を行うことで、その寄付金額の一部が所得税及び住民税から控除される。しかし、ふるさと納税では自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税・住民税から控除の対象となる。ただし、全額控除される寄付金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限がある。ちなみに今年度から全額控除の限度額となる納税枠が約2倍に引き上げられている(図表1)。

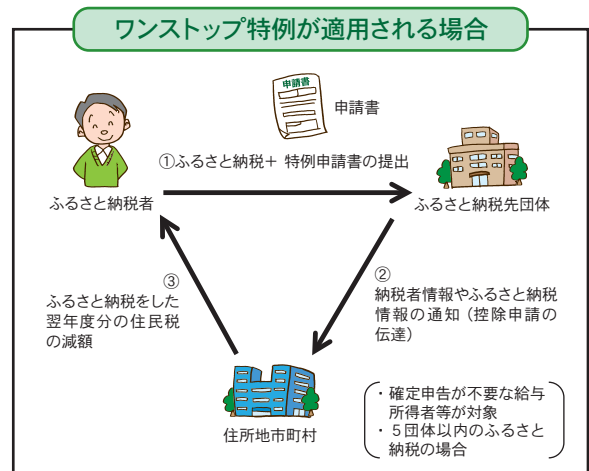
例えば年収500万円で扶養家族が配偶者のみの場合は、今年度は59,000円が上限の目安となる。控除を受けるためには、原則としてふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要である(図表2)。

しかし、平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税のうち、確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(図表3)が創設された。確定申告に代わる申告書の提出が必要だが、ケースによっては、従来よりも手続きが簡素化する。今年度は、この制度を利用してふるさと納税を行い、お礼の特産品を手に入れる人が増加しそうだ。

図表2 確定申告を行うふるさと納税



図表3 ワンストップ特例が適用されるふるさと納税



資料：図表2、3とも総務省HP

2. 現状と課題

(1) ふるさと納税の現状

次にふるさと納税の状況を見てみよう。図表4はふるさと納税導入以降の実績である。制度の導入後は適用者数、寄付金額ともに増加しており、累計ではそれぞれ100万人、1,000億円を超えている。年を追うごとに増加しており、認知度も向上しているようだ。なお、平成24年度は東日本大震災の影響もあって急増したようだ。

図表4 ふるさと納税の実績

年度	適用者数	寄付金額
平成21年度	33,149	73億円
平成22年度	33,104	66億円
平成23年度	33,458	67億円
平成24年度	741,667	649億円
平成25年度	106,446	130億円
平成26年度	133,928	142億円
合計	1,081,752	1,126億円

資料：総務省HP

近年は、ふるさと納税制度を利用した人への特典を工夫することで、寄付額が大きく伸びるケースも出てきた。全国の自治体の中で、平成26年度に最も多くふるさと納税を集めたのは長崎県平戸市で、金額は14億6,273万円となっている。

平戸市では平成25年度のふるさと納税額は約4,000万円だったが、納税金額に応じてポイントを付与し、特典カタログからポイントに応じてウチワエビ等、海産物などの特産品を選択できるよう

にしてから寄付が急増した。

平戸市の担当者によると、お礼の品を寄付者の好みに合わせたり、ポイントに有効期限を設けず余った分の積み立てでもできるなど、寄付者目線の工夫を行いながら制度を運営しているとのことで、様々な改善を行っているようだ。

第2位となったのは佐賀県玄海町で、金額は10億6,663万円だった。玄海町は5,000円の寄付でもお礼が充実していると評判で、黒毛和牛や毎月個数限定のセットが人気のようだ。寄付金額が10億円を超えたのはこの2つの自治体のみだった。そのほか寄付金額、寄付件数上位の自治体を一覧で掲載しておく（図表5）。

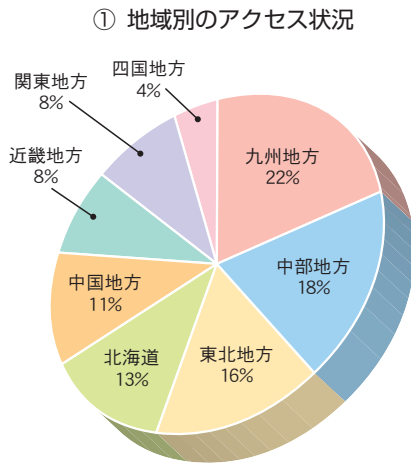
先日参加した「ふるさと納税九州サミットin平戸」では、トラストバンク代表による「ふるさと納税の市場と可能性」というテーマの基調講演が行われた。この会社が運営するHP「ふるさとチョイス」はふるさと納税関連のHPでは草分け的な存在であり、4月には4,000万ページビューを突破している。HPが見られた中で、どの地域へのアクセスが多いかを見ると、平成27年4月～6月では九州地方が22%で首位となっている（図表6-①）。その中で最も多いのは宮崎県で九州全体の35%を占めている。熊本県が九州全体に占める割合は4%と低く、九州8県の中では沖縄県と並び6位である。この結果からみると、残念ながら熊本県は、納税者からの関心はあまり高くないように見える（図表6-②）。

図表5 ふるさと納税の多い自治体（平成26年度）

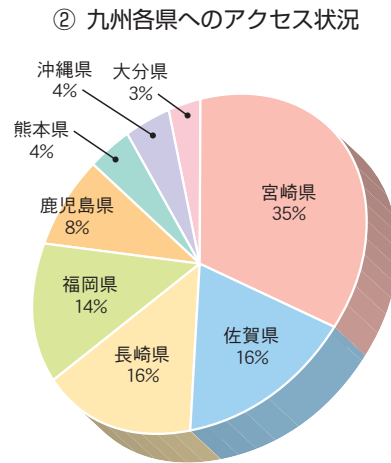
寄付金額			寄付件数				
順位	市町村名		金額(万円)	順位	市町村名		件数(件)
1	平戸市	長崎県	146,273	1	綾町	宮崎県	64,356
2	玄海町	佐賀県	106,663	2	天童市	山形県	58,290
3	上士幌	北海道	97,475	3	上士幌	北海道	54,648
4	綾町	宮崎県	94,398	4	玄海町	佐賀県	49,778
5	天童市	山形県	78,087	5	浜田市	島根県	47,279
6	浜田市	島根県	72,699	6	米子市	鳥取県	40,124
7	飯山市	長野県	62,727	7	飯山市	長野県	39,863
8	小城市	佐賀県	51,196	8	境港市	鳥取県	37,534
9	都城市	宮崎県	50,375	9	平戸市	長崎県	36,070
10	米子市	鳥取県	47,569	10	都城市	宮崎県	28,939

資料：ふるさとチョイス

図表6 ふるさとチョイスHPへのアクセス状況



資料：ふるさとチョイス



資料：ふるさとチョイス

この講演では、ふるさと納税は単に税収増加のためだけでなく、産業振興や観光促進、移住・定住、シティ・プロモーション、街のストーリー作り、災害時の支援、課題解決などの側面を持つことが述べられた。

具体例を挙げると、産業振興においては小規模であっても地元の生産者と連携し、地元製品を特産品として提供することにより地場産業を振興する。特産品が少ない自治体では感謝券等を配布し地元商店街や旅館等での使用を促進している。また、納税の特典として植林や植樹の体験を実施している自治体もある。

寄付件数全国一の宮崎県綾町は有機野菜の町であることをPRするために、ふるさと納税に取り組んでいる。産業自体が少ない岐阜県八百津町では、昔からある松茸山での松茸狩りをガイド付きで実施するというストーリーを作り上げた。

災害への対応としての利用もある。山形県天童市の果樹農家は昨年8月、雹により大きな被害を受けた。そこで果樹農家救済のため、ダメージは軽微ながら市場へは出荷できないリンゴやラ・フランスをふるさと納税の返礼品として活用した。

課題解決の例としては、犬の殺処分ゼロを目指すNPOと自治体が協力してふるさと納税を利用して資金を調達している、広島県神石高原町のようなケースもある（現在は受付終了）。

このように、さまざまな税金の使い道を納税者が選択できることも魅力の一つである。

講演に続いて、前述の寄付金額全国1位の平戸市、同2位の玄海町、同4位の綾町の担当者によるパネルディスカッションが行われ、それぞれの取り組みなどが発表された。これらの自治体においては担当者のモチベーションが非常に高く、単に納税額を獲得するだけでなく生産者との良好なコミュニケーションを築き、生産者の自立を促すことにより地域への貢献がなされているように感じた。また、この3自治体は、人口も平戸市が約32,000人、玄海町約6,000人、綾町約7,000人程度で決して大きな自治体ではない。自然は豊かだが全国に知られた名物なども少ない。それを担当者と生産者の努力でカバーしている。

一方、自治体はふるさと納税により、財政の改善だけでなく観光客の誘致や知名度アップにつながることを期待している。

しかし、そうした目的抜きに、寄付獲得そのものを目的化した過度なお礼を設定する自治体も散見される。総務省では、お礼の品につき「〇〇円相当」や「還元率」を記載したもの、「換金性の高いプリペイドカードなど」や「高額なもの」などに対して注意を促している。

京都府某市は昨年9月、1,000万円以上の寄付者に約750万円分の住宅分譲地を無償提供すると広報したが、総務省から「土地は換金でき資産にもなるため、特別の利益にあたる疑いがある」などと指摘され急遽取りやめた。また、三重県某市は、500万円以上の寄付者に24金（きん）で作った40万

円相当の手裏剣をプレゼントする特典を打ち出した。ところが、金の「換金性」が問題になり平成27年3月でこの特典は終了した。ほかにもポイントやスーパーの商品券、図書カード等の特典を提供した自治体もあり、競争はやや過熱気味だ。総務省はこれらの特典にも自粛を要請しており、現在は終了している。

一方で、独自のお礼を考えた自治体もある。一次産品を中心とした特産物、いわゆる「モノ」をお礼とするのではなく、「コト」をお礼とした例である。愛知県碧南市では、100万円以上のふるさと納税に対し「へきなん満喫スペシャルプラン」と銘打ち、市内の遊園地を休園日に貸切で1日利用できるプランを提示した。このプランは招待者が80名以内で、園内の乗り物が乗り放題になり、隣接のホテルでランチバイキング付きとなっている。すると、同市の会社経営者が、施設に預けられている子供たちを遊園地で思い切り遊ばせてあげたいと寄付の申し出があり、平成27年7月に2～17歳の子供たち51人と、施設の職員やボランティア28人の計79人を招待した。招待した会社経営者は、「子供たちのために何か力になれないか模索していたところ、このプランを知りました。子供たちには笑顔になってほしい。」と話しているそうだ。自治体関係者も考えていなかった使い方で大変驚いていたとのことだが、ふるさと納税の素晴らしい利用方法だと思う。

自治体にとって寄付金が増えることは大事だが、単純に額の多さを競うのではなく地元の魅力を前面に打ち出して寄付者の関心と呼ぶ努力が必要だ。納税を契機に地域に関心を持ってもらうことを検討していく必要があると思われる。

(2) 熊本県内の状況

ここで、熊本県へのふるさと納税の状況を見よう。熊本県は平成26年度の寄付件数が5,726件（前年比3.3倍、過去最多）で、金額は約9,680万円（同2.2倍）となった（図表7）。

県は、平成27年度は1万円以上の寄付に対して感謝の品としてデコボンや晩白柚、馬刺しやあか

牛など16種類を準備している。県の担当者によると、返礼品については県産農産物などのPRを兼ねる部分もあるが、基本的に寄付していただいた方への感謝の意を表すことが目的であり、あまり華美なものにならないようにしているとのことだ。

また、寄付金の活用先についても選択できるようになっており、「ふるさとくまもとづくり応援分」のほかに「くまモン応援分」や、母校を応援する「夢教育応援分」の3つから選択可能である。

なお、ふるさと納税のPR活動は県人会等を中心に行っており、寄付者の居住地は、関東圏が約5割となっている。

図表7 熊本県へのふるさと納税の状況 (万円)

年度	件数	寄付金額
平成21年度	554	5,875
平成22年度	596	13,773
平成23年度	558	2,291
平成24年度	855	3,455
平成25年度	1,721	4,312
平成26年度	5,726	9,680

資料：熊本県HP

熊本市も同様にふるさと納税本来の趣旨に沿った運用を心掛けており、寄付のお礼としては、市の歴史的・文化的な施設（熊本城など）の無料優待証「ふるさとパスポート」を贈呈している。ただ、この返礼は、実際に熊本市を訪れる人でないと活用ができない。ふるさと納税の返礼としてはよい内容であり、実際に連休やお盆休みの前などは、寄付を行いたいので帰省までに返礼がほしいとの問い合わせも何件かあるそうだが、昨今の主流となっている特産品等の返礼品と比較した場合、やや訴求力にかけているように感じる。

そのことを市の担当者に聞いたところ、今後は地域振興も含め、現在の特典に加えて肥後象嵌をはじめとした熊本の伝統工芸品や地元サッカーチームの応援グッズなどを検討中とのことである。加えて、「一口城主」や「市電緑のじゅうたんサポーター」制度などの各種寄付を一体的にPRすることで、より寄付者の使い勝手を良くするよう

な方法を検討していきたいとのことであった。

熊本県、熊本市ともに共通しているのは、ふるさと納税はあくまでも今は熊本にいないが熊本を応援したいという方からの寄付を受けるための制度であることから、過度な寄付金獲得競争を行うつもりはないということである。そのうえで、物産振興や地域振興などにつながるような返礼品を

準備できるよう、検討していくとのことであった。

熊本県や熊本市のスタンスは以上のとおりだが、平戸市や玄海町などのように、核となる産業も少なく人口減少も大きい自治体の現状を考えると、ふるさと納税を起爆剤として地域振興を行うような取り組みも、必要であろう。

おわりに

「ふるさと納税制度」は、納税者に納税先の自治体からその地の特産品等が届けられるというメリットと、それを雑誌やマスコミ等で取り上げる機会が増えてきたことにより、ここ数年で急速に注目を集めている。そのため、多くの自治体で様々な取り組みが進められており、中には、多額の寄付金を集め、地域振興を図っている事例もある。自治体にとっては、今後もやり方次第で大きな注目を集めることができる制度といえる。

加えて、今年から「ふるさと納税ワンストップ制度」が導入され、一定の条件はあるものの、確定申告が不要な給与所得者については、確定申告を行わなくても制度が適用されることから、さらにふるさと納税が増加すると考えられる。

各自治体は、この機会にふるさと納税のさらなる周知に加えて、地方の活性化策として対応を強化することにより、政府が唱える「地方創生」に結びつけることも可能となる。現在、各地で地方創生が叫ばれているが、地域産業を育てるという意味において「ふるさと納税制度」は有力な手段になりえると考えられる。

そのためには、ふるさと納税を活用するにあたり、単に金額を集めるのではなく地元の生産者と一緒に、地元を盛り上げるような事業を作り上げる必要があるだろう。それにより、地場産業の活性化も期待できる。

返礼品についても、やや過熱気味と思えるケースもあるが、地場の特産品を各自治体が積極的にアピールすることは、決して悪いことではない。

納税者も最初は返礼品目的であっても、返礼品を通じてその地域に対して興味を覚えてもらうことで、「定期的に購入したい」と販売が増加したり、「行ってみたい」と観光面での効果があったり、さらには移住・定住につながったりなど、さまざまな効果が発生することが考えられる。逆に、自治体は寄付者にこのような気持ちを持ってもらえるような対応を検討していくことが必要となる。

また、通常、税金の使い道を納税者が指定することはできないが、ふるさと納税の場合は自治体にもよるが、納税者の希望により寄付金の活用先を指定できるケースもあり、納税者も税について考える良い機会となろう。

ふるさと納税は、今まさに広く周知されようとしている制度であり、自治体と生産者などが共に地方を盛り上げていくチャンスである。また、政府は「企業版ふるさと納税」制度をつくるための勉強会を設けることも明らかにした。

今後、「ふるさと納税」はさらに注目を浴びることとなると思われる。これを機会に自治体、生産者、納税者それぞれがよい結果を得られるような仕組みが作られることを願ってやまない。